



五所川原市告示第7号

市浦地域において、農業の将来の在り方などを明確にするための会合が行われ、その結果に基づき人・農地プランを決定したので下記のとおり公表する。

令和6年2月29日

五所川原市長 佐々木 孝 昌



記

1. 会合の対象とした区域
市浦地域

2. 会合の結果を取りまとめた年月日
令和6年2月14日

3. 今後の地域の中心となる経営体の状況

○経営体数

〔 法人
個人

2 経営体

21 経営体

〕

○ 農地の集積面積

295ha（区域内の農地面積942ha、集積率31.4%）

4. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

市浦地区の農地利用は中心経営体である23経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。また、将来的な担い手不足へ対応するため集落営農の実施について検討していく。

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
五所川原市	市浦地区(脇元・磯松・桂川・相内・太田・十三)	令和3年1月19日	令和6年2月29日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	942ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	200ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	54ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	27ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	6ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	121ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none">・令和2年度に実施したアンケート調査の結果、回答者のうち65歳以上の者の割合が約69%であり、高齢化が進んでいる。・未整備地区では受け手を見つけることが困難。・太田地区や相内地区のトマトハウス等でニホンザルによる被害が多発している。・認定新規就農者がいない。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

市浦地区の農地利用は中心経営体である23経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。また、将来的な担い手不足へ対応するため集落営農の実施について検討していく。
--

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針 農地所有者は農地中間管理事業を活用し中心経営体へ農地を集積・集約していく。また、市は貸付希望農地の受け手をホームページで公募し随時更新する等迅速な情報発信に努めるとともに、受け手の借受希望条件等の現況について随時情報収集し把握することでマッチングの円滑化を図る。
その他の活用方針 鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した電気柵の設置や鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲によりニホンザル等の鳥獣被害軽減を図る。